関釜裁判一審判決 慰安婦原告らの被害事実

(山口地裁下関支部1998年4月27日判決より)

→戦争・植民地被害者の被害事実─戦後補償裁判の記録から

2 慰安婦原告らの被害事実

味し、 頭理、 態にあるため、ここでは、 態等については、 本人尋問の結果によっても、 反証 はまったくないものの、 確実と思われる事実を認定することとする。 原告李順徳) なお の内容を摘記した上、 明瞭か ひとまず証拠(同原告らが慰安婦 高齢 つ詳細 のためか、 な事実の確定が殆ど不可能な証 甲一、甲三ないし甲六、 末尾においてその証拠価値を吟 とされた経緯や慰安所 慰安婦原告らの陳述やその 原告朴 の実 拠状

(一) 原告河順女の陳述

1 浦市で生まれた。 原告河順女は、 九歳であった昭和一二年(一九三七年)の春ころ、 大正七年(一九一八年) 二月二日、 家は貧しく、 藁葺きで部屋二つであった。 現韓国全羅南道光 現韓国全羅南道木 同原告は、

州 同 仕事をするかわからな に た年齢に を着た朝鮮人の二人の青年から、「金儲けができる。 1 いてこないか。」と声をかけられた。 一女は、 乗せられるなどして、上海に連れて行 たが、買い物のために外出したとき、洋服を着た日本人と韓国式 「市で呉服屋を経営していた社長宅に住み込みの家政婦として働いて 朝鮮 .あり、金儲けがしたいと思っていた矢先であったので、 どんな の港から大阪に連れて行かれ、 いまま、 彼らを信用してついて行くことにした。 同女は、 かれた。 大阪で一泊した後、再び船 当時としては婚期に遅れ 仕事があるから の服

2 同女を勧誘した日本人の男性が慰安所の主人であった。右長屋は、人が 部隊慰安所」 同女は、 上海のアメリカ人かフランス人の組界区の近くにある と書かれた看板が掲げられている長屋に連れて行か 「陸軍 れた。

屋 部屋で炊事・洗濯 とができなかっ 鳴を上げて逃げようとしたが、 人 に区切られており、 一人やっと寝ることができる程度の広さの、窓のない三〇室位の小部屋 の男が部屋に入ってきて、同女を殴って服を脱が の一部屋を割り当てられた翌日、カーキ色をした陸軍の服を来た日本 た。 の仕事をさせられるものと思ってい 同女は、その一部屋を割り当てられた。 部屋 の戸に鍵が カン カン せたた って た。 お し め、 り、 同 カン 同 逃げるこ 女は、 Ļ 女は悲 右長 右

3 九 の主 ことはなかった。 诗 同 人の妻が から夜二時 女は、その翌日 軍 人か くらいまで、軍人との性交渉を強要され続け 同女は、 から、 ら金をもらって 右部屋において、生理のときを除 軍人の相手をしたくなかったので、炊事 いたが、 同女は 一度も金をもらった いて た。 慰安所 毎 日 洗 朝

時 り、 濯などの家事をしていた「チョウさん」 トル に見つかって連れ戻され、炊事場で、主人から、長さ約五○センチメー 女は、ある日、どうしても耐えられず、慰安所から逃げ出したが、主人 るよう懇願したが、その都度、激しく殴られ、 このときの頭の傷が原因で、同女は、 々抜け出 時 の樫の梶棒で体中を激しく殴られ、最後に頭を殴られ大出血をした。 Z 頭が空白になる症状に悩まされてい したり、主人に対して、炊事・洗濯だけの仕事をさせてくれ 現在も、 という中国人夫婦の手伝いに る。 雨降 生傷が絶えなかった。 り の 際に 頭痛 が した 同

4 危害を加えられるのではないかという恐怖の中、チョウさんの奥さんに なくなった。 終戦後、 慰安所の主人も軍人らも、 残された同女は、 建物を壊したり放火 同女だけを慰安所に残したまま してい 、 た 中 国 人 カン 5

海に行って軍人の家で炊事などをしたと嘘を告げた。 みのために「火病」で亡くなっており、同女は、生きていた母親には上 山に帰り着き、故郷に帰ることができた。故郷では、父親は怒りや悲し 匿われた後、上海の埠頭まで連れていってもらった。同女は、埠頭で三 日間乞食のように野宿をして帰国船を待ち、ようやく帰国船に乗って釜

(5) あったことを隠し通し、 同女は、釜山挺身隊対策協議会へ被害申告をするまで、従軍慰安婦で 本件訴訟提起に際して初めて実名を公表した。

(二) 原告朴頭理の陳述と供述

と妹三人がおり、家の暮らしぶりは非常に貧しかったため、自分が働い 南道三浪津郡で生まれた。 原告朴頭理は、 陰曆一九二四年(大正一三年) 九月二目、 同女は、七人兄弟の一番上に生まれ、 現韓国慶尚 弟三人

本の工場へ働きに行くことに決めた。 けして父母を養いながら嫁に行きたいと考え、その男の話を信用 がある。 」 1 七歳のころ、三人の男が娘たちを集めるために、同女らの家族が きな船に乗せられて台湾に連れて行かれた。 本語を話す男が訪ねてきて、 人くらいの村 ともなく反対もしなかった。その後、 て金を稼いで家に入れなければならないと思っていた。同女が数えで一 た村にやってきた。同女の家にも、五〇歳以上と思われる朝鮮語 で家族に仕送りが と話しかけてきた。同女は、 \mathcal{O} 娘らを一 したい。」と申し出たところ、 緒に釜 同女に対し、「日本の工場で金になる仕事 山に連れて行った。 同女を勧誘した男が、 同女は、 日本の工場に行 父母に対し、「日本で稼 父母はこれを疑うこ 同女は、 つて働き、 釜山から大 同女と一〇 住 して目 金儲 と日 んで

- 2 乱暴な暴行を受け、軍人たちから強姦された。日本人の軍人が客の多数 れた。同女を勧誘した男が慰安所の主人であった。主人は、同女に対し、 止されており、 を占めていたので、慰安所において朝鮮語を使うことは暴力によって禁 たが、言葉も道も分からず、頼れる人も知っている人もいないため逃げ ることはできなかった。同女は、男と接したのはその時が初めてであり、 「客をとれ。」と述べ、同女は、「それは話が違う。」と逃げようと考え 船酔いがひどかった同女は、病院に入院した後、慰安所に連れて行か 同女の呼び名も「フジコ」 であった。
- 3 所での食事は粗末であり、食べたい物を買う金もなく、 同 女は、 休みは一か月に一日だけであり、 一日に一〇人前後の男の相手をさせられ、 自由 な外出もできなかっ 性交渉を強要され あまりの空腹の た。 慰安

4 パンに腫れ上がるという病気に罹り、その手術痕が 遠 銭もなく、泣いていたため、 慰安婦として長年性交渉を強いられたことにより、右の太股 台湾にい ため慰安所の近くのバナナ園のバナナを取って食べ、そのことでバナナ を買ってほしい。」 化粧品を買える程度のものだった。国民学校に通ってい 1 くれ、その金で文房具を買って弟に送ってやったこともあった。同女は、 軍 同女は、 の主からも、慰安所の主人からもひどく叩かれたことがある。同女は、 人の客からもらうチップも、慰安婦として身締麗にしておくため た五年間、 敗戦後、 と同女宛てに書いた手紙が 慰安所の管理人であった朝鮮人の男に連れられて船 慰安所の主人から金をもらったことはなく、 他の慰安婦の娘たちが 温い 現在 ;同情, た際、 た弟が でも遣っている。 して募金をして 同女は の下がパン 「文房具 位の高 金が 0

初めて公表した。 女は、結婚し子供も生まれたが、台湾の慰安所での生活のことは隠 ていたが給与はもらえなかった。」と虚偽の事実を述べた。その後 で故郷に帰った。 してきた。同女は、本件訴訟提起により慰安婦であったことを実名にて 同女は、父母に対じ、 「台湾にある日本の工場で働い じ通 同

(三) 原告李順徳の陳述と供述

で生まれた。 くらいの朝鮮人の男から、「そんなことをしているよりも自分について ころ、夕食の準備をするため畑の畦道で蓬を摘 ていた。 原告李順徳は、 同女は 同女は、父母が出稼ぎに出ているため、 陰暦一 昭和一二年(一九三七年) 九 八年一〇月二〇日、 の春、 んでいたところ、 朝鮮全羅北道裡郡慕懸 家事 満一七、 切を 兀 切 八 歳 ○歳 り回 \mathcal{O}

後に られ、 連れ 引っ張られたことに驚き、 なく、空腹を癒すことに精一杯の生活を送っていたため、その男の誘 行ってやる。」と声をかけられた。 に何のために連れて行かれるのか分からず泣いていた。 と言って、同女の手を引っ張って行った。同女は、 に応じてついて行くことに決めた。同女が「父母に挨拶してから行きた くれば、履き物もやるし着物もやる。腹一杯食べられるところに連れ 裡里邑の て行かれた。 と懇請したにもかかわらず、その男は、 同女と同じような年齢の娘たちが 旅館 同女は、 に連れ て行 その途中、 恐ろしく恥ずかしくて、そのまま泣きながら カ れた。 同女は、 同旅館 その男の前を歩か <u>一</u>四、 家が貧しく満足な履き物も の部屋は、 「時間がない。 五. 人おり、 男から手を取られて 外から され、 翌日、カーキ色 V) ずれ 急ごう。」 約 鍵 が 時間 カン け _ VI

た。 間くらいトラックに乗せられ、 行った。上海駅に着いた後、同女らは、幌のないトラックの荷台に乗せ られ、右軍人のうち一人は運転席の横に座り、残りの二人は荷台に乗っ 三人が、同女らを裡里駅から列車に乗せて三日かけて上海駅まで連れて の服を着てゲートルを巻き腰にサーベルをぶら下げた旧日本軍の軍人 右トラックの運転手も旧日 |本軍 旧日 · の 軍 本陸軍 人であった。 の駐屯地に連れて行 同女らは、 かれた。 約三時

2 のため、 にござを敷き、その上に国 屋に一人ずつ入れられた。 った傾斜の 同女らは、陸軍駐屯地の大きな軍用テントの近くに転 雨が降ると雨水がたくさん漏れてきた。 な い屋根が茸か その小屋は、 防色の毛布 れ、二、三畳の広さの床は枯 を敷い むしろの壁に萩 た粗末な造 同女は、 れ葉を敷 の木で編 々と置 りであ 軍服と同じ色 かれた小 0 いた上 2 た。 で作 そ

に いう注射を打たれた。その「六○六号」という注射は、その後も二週間 の上着とモンベを支給され、 回の割合で打たれた。 最初の二日間に血液検査と「六〇六号」と

3 り、 から、 を強姦し続け 昭和二〇年(一九四五年) 後、多くの軍人が キという年輩 陸軍駐 これに抵抗できなくなった同女を三日間にわたり毎晩犯した。その 平日は八、 屯地に入れられて四日目に、星が三個ついた軍服を新たミヤザ た。 の将校が 九人、 小屋の前に行列をつくり、次から次へと同女を強姦し、 小屋に入ってきて、同女に対して執勘に性交を迫 日曜日は一七、八入の軍人が、 八月の解放のときまで約八年間、 小屋の中で同女 毎 日 朝 九 時

4 同女は、 昭和二〇年(一九四五年) 六、七月ころ、ある兵隊から、「自

療を一 り、 た。 えままならない症状に悩まされている。 分と約束しているのになぜ他の男と寝たのか。」と責め立てられ、 で腹を蹴 そのときの傷痕は現在でも同女の体に遺っており、 特に雨 週間受けただけで、 り上げられたり、刃で背中を切りつけられたりしたこともあ の降る日などは胸がうずき、めまいなどのために歩くことさ また軍人との性交渉を強要された 同 女は、 右の暴行による傷 今でも痛みが 軍靴 の治 あ

(5) り、 集 やく家に帰ることができた。同 軍人は 昭和二〇年(一 ってきた朝鮮人とともに、屋根のな 弟が叔母の家に身を寄せていた。 いなくなり、 九 四五年) 残された同女は、 の日本の 女が家に帰ると両親 敗戦後、 「解放だ。 い貨車に 両親は、 陸軍駐屯地 乗って何日も 同女を捜し回り、 帰ろう。」 は既 に亡くな と叫 から日本人の カン け びながら 絶望し ってお てよう

おり、 間、子供ができず、婦人科の診察を受けて初めて自己の子宮が変形して て亡くなってしまっていた。同女は、 しても、自己の被害事実を隠し通してきた。同女は、二度の結婚生活 子供ができない体になっていることを知った。 弟にも、 後に二度結婚した夫に対

(四) 慰安婦原告らの陳述や供述の信用性

関わりようが明瞭でなく、 するに足りる材料に乏しい。また、 婦原告らがいずれも貧困家庭に生まれ、教育も十分でなかったことに加 いう以上に出な は、必ずしも判然としておらず、慰安所の主人等についても人物を特定 前記(一) ないし(三) のとお 1 Ļ 慰安所の設置、 部隊名すらわか り、慰安婦原告らが慰安婦とされた経緯 慰安所の所在地も上海近辺、 管理の らない。 あ り方も、 しか 肝心 Ĺ なが の旧 5 軍 台湾と 慰安 隊 \mathcal{O}

2 お 供述は、 その信用性は高 安婦であった屈辱の過去を長く隠し続け、本訴に至って初めてこれを明 きのゆえに、同原告らの陳述や供述の信用性が似つくものでは その陳述や供述内容が断片的であり、視野の狭い、極く身近な事柄に限 らかにした事実とその重みに鑑みれば、本訴における同原告らの陳述や えって、前記 えて、現在、同原告らがいずれも高齢に達していることをも考慮すると、 られてくるのもいたしかたないというべきであって、その具体性の乏し į, そうであれば、慰安婦原告らは、いずれも慰安婦とされることを知ら 、ては、 むしろ、 これをすべて採用することができるというべきである。 (一) ないし(二) のとおり、慰安婦原告らは、自らが慰 いと評価され、先のとおりに反証のまったくない本件に 同原告らの打ち消し難い原体験に属するものとして、 ない。 カ

昭和二〇年(一九四五年) 八月の戦争終結まで、ほほ連日、主として旧 ないまま、だまされて慰安所に連れてこられ、暴力的に犯されて慰安婦 とされたこと、右慰安所は、 日本軍人との性交を強要され続けてきたこと、そして、帰国後本訴提起 に至るまで、近親者にさえ慰安婦としての過去を隠し続けてきたこと、 これらに関連する諸事実関係については、ほほ間違いのない事実と認め いずれも旧日本軍と深くかかわっており、

られる。